住民監査請求書

2016年11月４日

請求人　森　輝雄

請求の要旨

西東京市を構成団体の一部とする柳泉園組合が推進している中間処理業務の包括的、長期的な民間委託契約（柳泉園クリンポート長期包括運営管理事業）に基づき柳泉園構成市としての西東京市が分担金を負担することは、違法な公金の支出であり、かかる行為の取りやめを求め、地方自治法242条1項の規定に基づき住民監査請求を行うものである。

請求の理由

1. 背景

柳泉園組合は西東京市が自治体固有の事務である一般廃棄物の処理を、東久留米市及び清瀬市と共同処理するために、中間処理施設として設立した一部事務組合であり、構成３市の負担金を主要な財源として運営している団体である。

柳泉園の主な業務は、構成３市から搬入された一般廃棄物を焼却あるいは資源化し、中間的な処理をすることである。その大半を焼却業務が占めている。

このたび柳泉園組合は所有する焼却施設クリンポートの管理・運転の業務を包括的に、長期にわたって民間に委託することとした。本件委託の違法・不当については柳泉園組合の責任に属することであり、本監査請求の直接的な対象ではない。

柳泉園は管理者・副管理者を運営責任者とし、３市の市長が分担してその任に当たっている。西東京市長は副管理者として柳泉園の決定のすべてにかかわっている。柳泉園組合が決定した「柳泉園クリンポート長期包括運営管理事業」の民間委託は焼却施設クリンポートにかかわる「搬入管理」「運転管理」「維持管理」「環境管理」「情報管理」「防災管理」その他関連業務が含まれており、基幹業務がほぼ丸ごと民間の業務へと移管されている。

その期間は2017年７月１日から2032年6月30日までの15年間であり、委託費の予定額は総額144億4140万4千円とされており、債務負担行為が設定され、すでに8月31日に入札公告が行われている。

1. 違法不当となる事実
   1. 柳泉園組合の本件委託行為により、西東京市は15年の長期にわたり、構成団体として、柳泉園がした債務の支払いの責任を担うことになる。

もとより地方自治体は地方自治法の定めるところにより、会計年度を4月1日から翌年3月31日までの単年度会計としており、歳入歳出のすべてを予算に計上することを総計予算主義として定めている。

地方自治法214条は「歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内のおけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為には、予算で債務負担行為として定めておかなければならない」と定めている

柳泉園組合副管理者として西東京市長がした債務負担行為は、西東京市に15年間の債務の支払いを求めるものであり地方自治法に違反する。

* 1. 柳泉園組合は清瀬市、東久留米市及び西東京市を持って構成する一部事務組合（柳泉園組合規約第2条）であり、ごみ処理施設の設置と運営を主要な事務としている。（同規約第3条。他に3項目の事務を規定しているが、予算的にも事務量的にも付随的である。）この事務は自治体固有の事務であり（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条）、責任を持って執行しなければならない。

この事務を、責任を持って果たすために設置した柳泉園組合が、その主要な事務を民間に、長期にわたって包括的にゆだねることは、西東京市が責任を持って一般廃棄物の処理をしていることにならず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する。

* 1. 柳泉園組合が決定した「柳泉園クリンポート長期包括運営管理事業」は15年の長期にわたる契約であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が求める廃棄物処理計画の一般的、現実的な計画期間（現行10年、5年ごとの見直し）を大幅に上回り、計画しえない期間をも委託するというものであり、法の趣旨に明確に反し違法である。この計画に従って西東京市が負担金を支払う行為も同様に違法なものとなる。
  2. 柳泉組合の委託行為は市長任期の4倍もの期間にわたり、その間の市長の施策決定権を拘束し、行政執行権を侵害するものであり、地方自治法違反である。
  3. 地方公共団体は「合理的な基準に従ってその経費を算出し、予算に計上しなければならない（地方財政法第3条）」のであって、「その目的を達するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない（同法4条）」と定めている。

現在、市民の皆さんの努力によってごみの減量が進んでおり、施策の有り様によっては大幅な減量も十分に想定される。現にそのような例には事欠かない。

15年の長期にわたり少しづつ漸減するとの過小見通しに基づく契約によって、最小の限度を超えて支出することになる恐れが多く、結果的に地方財政法に違反する恐れが大きい。契約後に地方財政法に違反する事態になっても取り返しがつかなくなることから、違法な公金の支出が行われることのないように本件住民監査請求をするものである。

請求人住所　東京都西東京市北町３－４―５

　　　氏名　森　輝雄

　　　職業　会社役員